

# 入札公告

平成29年8月14日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

横浜中央病院

病院長 藤田 宜是

## 1. 競争に付する事項

### (1) 調達件名及び数量

理学療法士（派遣） 2名

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

### (3) 履行期間

平成29年10月1日から平成30年6月30日まで

### (4) 履行場所

神奈川県横浜市中区山下町268番地

独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院

### (5) 入札方法

入札金額については、1時間当たりの労務単価とし、労務単価には調達件名にかかる直接経費の他、社会保険料等契約履行に要する一切の諸経費を含めた額とすること。

第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

## 2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

### (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）

第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。

### (2) 最新年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」で、A, B又はCの等級に格付けされ、関東甲信越地域の参加資格を有する者であること。

### (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを作成したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

- (4) 次の各号に掲げる制度が適用されるものにあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納が無いこと。  
① 厚生年金保険 ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③ 船員保険  
④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険
- (5) 労働者派遣事業者（一般労働者派遣事業者又は特定労働者派遣事業者）であること
- (6) 200床以上の病院において、直近3年以内に1年以上の契約実績を有すること。
- (7) 旧委託運営法人と関連のある法人でないこと。

### 3. 契約条項を示す場所

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町268番地  
独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院 経理課契約係  
電話 045-641-1921 FAX 045-681-9539

### 4. 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
上記3に同じ。  
説明書は、本公告の日より平成29年8月24日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く10時から17時まで交付する。名刺を持参すること。
- (2) 資格確認申請書の受領期限  
平成29年8月29日（火）17時00分
- (3) 入札、開札日時及び場所  
平成29年8月30日（水）15時30分
- (4) 質疑  
平成29年8月25日（金）17：00までに、電子メールにて提出。電話・口頭による質問は一切受けません。質疑の回答は平成29年8月28日（月）までに電子メールにて回答します。 質疑用メールアドレス：[keirika@yokohama.jcho.go.jp](mailto:keirika@yokohama.jcho.go.jp)

### 5. その他必要な事項

- (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (2) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争に参加を希望する者は、2（2）の証明となるもの及び入札説明書において定めるものを受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則 3 4 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から 10 日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。